

「(仮称) 滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」準備企画業務委託 仕様書

1 事業名称

「(仮称) 滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」準備企画業務

2 目的

「滋賀が描く未来産業を体感」をテーマとする「(仮称) 滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」を円滑に実施するため、その準備企画業務を委託する。令和9年(2027年)に開催を想定している「(仮称) 滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」において、「滋賀が描く未来産業を体感」をテーマに、体験型技術展示ブースや未来社会のフィールド実証など、体感・体験型のコンテンツを中心としたショーケースイベントを実施する。

本プロジェクトは、滋賀が描く未来産業(未来先端技術、観光、宇宙等)を県内外へ効果的に発信する場とするとともに、来場者や出展者に対して以下の価値を提供することを目的とする。

- **子どもたちにとって：** デジタル技術の活用や体験などの魅力的な手法を通じて、滋賀の産業の未来を五感で感じ、未来技術への期待感を育むことで、技術やものづくりに対する関心を喚起する場とする。(子どもは小学校高学年をメインターゲットとする)
- **学生や若者にとって：** プロジェクトへの積極的な参画を通じて、自らの学びを深め、将来の職業や生き方の選択につなげる人材育成の場とする。
- **企業・大学等の出展者にとって：** 最先端の技術を提示して社会的な受容性を確認するとともに、多様な主体との交流から新たなイノベーションやビジネス機会を創出する場とする。

これらを通じて、地域の活性化を図るとともに、イベント終了後も技術の連携・蓄積、またネットワーク構築や地域ブランドイメージの向上、および教育プログラムの確立といった有形・無形の財産(レガシー)を滋賀県内に形成し、持続可能な未来産業の発展につなげていく。

本業務は、上記目的を一貫して達成するため、関係者との総合調整を図りながら、全体企画・基本方針の策定、多様な出展者の誘致企画、効果的な広報・プロモーション企画、および成果創出・レガシー形成に向けた企画業務を実施するものである。

「(仮称) 滋賀未来産業のショーケースプロジェクト」の実施概要

○開催時期：令和 9 年度(2027 年度)ショーケースイベント実施で想定（連続 3 日間程度）

○テーマ：「滋賀が描く未来産業を体感」

○目的：滋賀県が描く未来産業を県内外に発信する場

◆子どもたちにとって：産業の未来を体感する場

◆学生や若者にとって：参画を通して、学びや将来の選択につながる場

◆企業・大学にとって：最先端の技術をみせ、受容性を確認する場、
多様な交流からイノベーションを生み出す場

○ショーケースイベント想定コンテンツ：

・体験型技術展示ブース

・未来社会のフィールド実証

など、体感・体験型の企業・大学等コンテンツを中心に公募

・その他、関連イベント、コンテンツを用意

○会場の例：滋賀ダイハツアリーナ など

(注) 上記概要はあくまで現時点での想定ならびに例につき、今後変更になる場合がある。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

(1) 全体企画・調整・基本方針の策定

本プロジェクトの目的達成のため、関係者との総合調整、与件整理、業務の統括を行う。

ア 開催概要の検討

イベント名称、コンセプト、プログラム、演出方法、コンテンツ等、プロジェクト全体の基本方針を策定する。特に「滋賀が描く未来産業を体感」というテーマに基づき、以下の要素を具体化する。

◆子どもを中心に幅広い層にとって魅力的な展示分野や展示手法の検討・設定：

滋賀の描く未来を打ち出すのにふさわしい展示分野と展示手法について検討・設定を行う。

(展示分野の例) 未来先端技術(ロボット等)、モビリティ(ドローン技術等)、観光(AR による体験等)、宇宙(部品展示等)、食(未来食の試食等) 等
※あくまで例示であり、これらの分野に限定するものではない。

(手法の例) 体験、デジタル技術の活用 等

(出展者数) 40 ブース程度

(目標来場者数) 10,000 人(うち、子どもの来場は 4,000 人)

◆ショーケースイベント全体のコーディネート：

魅力あるプロジェクトとするための全体演出等

◆展示コンテンツの方向性：

本プロジェクトの目的に合致する展示コンテンツの検討

◆KPI の設定：

入場者数、入場者の満足度、出展者の満足度

イ 会場計画の検討

ショーケースイベント実施における会場を選定し、会場計画（ゾーニング、各種レイアウト、設営・撤去、会場まで・会場間の交通手段等）を検討する。

ウ 運営計画の検討

スタッフ募集・教育、人員配置等、警備計画等、ショーケースイベント運営全般に関する計画を検討する。

エ リスク対応方針・ユニバーサルサービスの検討

リスク（事故、災害、不測の事態等）への対応方針や、ユニバーサルサービス（多言語対応、バリアフリー等）への対応方針を策定する。

オ 予算計画の検討

プロジェクト全体の事業経費見積もり、コスト削減策、協賛募集方法等を検討する。

カ ロードマップ作成

プロジェクトの準備から開催終了までの推進・制作スケジュールをまとめたロードマップを作成する。

(2) 出展者誘致企画

プロジェクトの核となる出展者（企業、大学、スタートアップ、NP0 等）の誘致に関する企画立案を行う。

ア 出展対象の検討

「滋賀が描く未来産業を体感」というテーマに合致する出展者の具体的な要件を定義する。

イ 出展形態の検討

本プロジェクトの目的に沿った出展形態を企画する。

例：体験型エデュテインメントイベント、ワークショップ、協創出展等

ウ 出展者募集方法の検討

効率的かつ効果的な出展者募集方法（公募、個別アプローチ等）と、出展者選定基準、審査方法を検討する。特に、資金・人的資源が限られる大学やスタートアップ等、多様な出展者を効果的に集める方法を検討する。

エ 出展者向けサポート体制の検討

出展者の準備・実施を支援・促進するためのサポート体制（説明会、相談窓口、広報支援、等）を企画する。

オ 出展者に関する事前選定

過去の類似イベントへの出展実績や技術動向を踏まえ、プロジェクトテーマに合致する可能性のある企業、大学、研究機関、スタートアップ、他団体等のリストアップを事前に行う。

(3) 広報・プロモーション企画

プロジェクトの認知度向上、来場者誘致に向けた効果的な広報・プロモーション戦略を企画する。

ア プロモーションターゲットの検討

来場者（一般、学生、子ども等）の各層に対するプロモーションターゲットを設定する。

イ プロモーションコンセプトの検討

プロジェクトの魅力を伝えるためのプロモーションコンセプトを策定する。

ウ 広報展開プランの作成

メディア露出（国内外）、ウェブサイト、SNS、イベント告知、各種媒体（新聞、雑誌、オンライン広告等）を活用した広報展開プランを具体的に検討する。

エ 広報展開スケジュールの作成

広報展開の具体的なスケジュールを策定する。

(4) 成果創出・レガシー形成企画

プロジェクトの成果を最大化し、将来にわたるレガシーを形成するための企画を行う。

ア 成果創出の検討

プロジェクトを通じて得られる具体的な成果（例：未来技術への期待感の創出、新たなビジネス機会の創出、地域活性化、人材育成）を定義し、その把握と最大化に向けた施策を検討する。

イ レガシー形成の検討

プロジェクトが終了した後も滋賀県に残る、有形・無形の財産（例：技術の蓄積、ネットワーク構築、地域ブランドイメージ向上、教育プログラム）の形成に向けた施策を検討する。

(5) 実績報告および成果物

ア 実績報告

県は、受注者に対して、年度途中において、全体企画・調整・基本方針の進捗状況のとりまとめや事業経費見積書等について中間報告を求めることができる。なお、中間報告実施後も県との協議の上、必要に応じて修正を図ること。

（予定納期：9月中旬、11月末頃の2回）

イ 成果物

(ア) 事業経費見積書：本業務で企画を行う取組の制作・運営に係る事業経費見積書

(イ) 実績報告書：本業務における検討事項やとりまとめ内容等の実績を示す報告書

(成果物の納期：令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日)

・いずれも、電子データで提出すること。

(6) 業務実施上の留意事項等

(1) 滋賀県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(2) 県と十分に協議・連絡をとり、その指示および監督を受けること。

(3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。

(4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。

(5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。

(6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。

(7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者または他の者の営業のために利用してはならない。

(8) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続を行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。

(9) 本業務により得られた成果物、各種情報（個人情報を含む。）および著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定める著作権（同法第 27 条および第 28 条で定める権利を含む。）については、県に帰属するものとし、県においては、ホームページへの掲載等、任意に使用・改変できるものとする。

(10) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。

(11) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。

(12) 本仕様書に疑義やより難しい事態が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、県と協議してこれを定めるものとする。